


令和元年（2019年）12月6日（金）15時00分 配付

発表項目 (行事名)	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消しについて		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、次のとおり産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消しましたのでお知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 被処分者 (1) 所在地 紋別郡湧別町栄町133番地の1 (2) 名称及び代表者の氏名 株式会社西村組 代表取締役 西村 幸浩</p> <p>2 処分年月日 令和元年（2019年）12月6日（金）</p> <p>3 処分の内容 産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し</p> <p>4 許可の内容 産業廃棄物収集運搬業 (1) 許可年月日 平成27年（2015年）11月13日 (2) 有効年月日 令和2年（2020年）11月12日 (3) 許可番号 第00100186102号 (4) 事業の範囲 汚泥（生コンクリートに限る。）。積替保管なし。</p> <p>5 処分の理由 被処分者は、法第7条第5項第4号ハ（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に違反し、平成28年（2016年）3月8日に罰金刑が確定）に該当したことにより、法第14条の3の2第1項第4号に規定する法第14条第5項第2号イ（欠格要件）に該当するに至ったため。</p>		
参考	本件の内容は、環境生活部環境局循環型社会推進課のホームページ（アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/sanpai_1/syobun_kouhyou/jyoukyou3.htm ）上で、処分を行った日から5年間、処分等の概要（処分の対象者含む）について、公表することとしております。		
報道（取材） に当たって のお願い			
他のクラブ との関係	同時配付 同時レク	道政記者クラブ	
担当	オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課 主幹 山崎 晃裕 ☎ 0152-41-0763（直通）		

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

法第14条の3の2第1項第4号

都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

四 第十四号第五項第二号イ又はハからホまでのいずれかに該当するに至ったとき（前三号に該当する場合を除く。）。

（第一～三号、第五～六号は省略）

法第14条第5項第2号

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第七条第五項第四号イからトまでのいずれかに該当する者

（ロ～ハは省略）

法第7条第5項第4号

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ハ この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

（イ～ロ、ニ～ヌは略）